

2026年2月13日

Press Release
報道関係各位



令和8年度診療報酬(調剤報酬)改定に係る答申を受けて

標記について、日本薬剤師会としてのコメントを公表いたします。

お問合せ先：日本薬剤師会 広報課

電話：03-3353-1171

FAX：03-3353-8160

koho@nichiyaku.or.jp

令和8年度診療報酬（調剤報酬）改定に係る答申を受けて

本日、中央社会保険医療協議会総会において、令和8年度診療報酬改定について上野厚生労働大臣へ答申がなされました。中医協におけるこれまでの精力的な議論、そして関係者のご理解のもと、医薬品の適正使用ならびに医薬分業のあるべき姿の実現に向け、さらなる取り組みが進むことに変感謝申し上げます。

令和8年度診療報酬改定は、職員の処遇改善のための取組や物価高騰を踏まえた対応を中心に、2040年頃を見据えた医療提供体制の構築、医療DX等の推進による医療の質の向上、社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和という基本認識に基づき、検討が進められました。

調剤報酬においては、賃上げ・物価上昇に係る対応としてベースアップ評価料および物価対応料が新たに導入されるほか、かかりつけ薬剤師機能のさらなる推進のため、既存の評価体系の見直しや、患者の服用薬剤の一元的・継続的把握・管理に基づく薬学的有害事象等の防止、残薬対策、ポリファーマシー対策等の評価、さらには、薬剤師による在宅医療提供体制を整備・強化する観点から、在宅薬学総合体制加算の評価の充実などが図られます。

また、保険薬局の医薬品の安定供給に資する体制を評価する観点から、後発医薬品の調剤体制に係る加算を廃止するとともに、地域支援体制との一体的な評価の形となるよう見直しが行われます。今回の改定を受けて薬剤師・薬局においては、「患者のための薬局ビジョン」で示された姿の実現に向け、かかりつけ機能をより一層強化し、国民が質の高い薬剤師サービスを実感できるようにするとともに、地域の医薬品提供体制及び在宅医療提供体制の確保のための取組を早急かつ積極的に進めることが求められます。一方、今回の調剤報酬改定では、都市部における薬局過密地域の状況を踏まえた、調剤基本料の見直しが行われます。今後はこれらの影響も確認しつつ丁寧に検証を進めていく必要があると考えております。

地域医療において安定かつ確実な医薬品提供機能を担う保険薬局においては、従業員の処遇改善・物価高騰対応など大変厳しい状況が続きますが、本会としては、国民皆保険の一翼を担う立場として地域住民・患者のため地域医療を支える薬剤師・薬局を支援していくとともに、その責務を果たすべく、医療・介護関係者との連携・協力のもと、医薬分業制度のあるべき姿の実現に向けて尽力していく所存です。

令和8年2月13日

日本薬剤師会

会長 岩月 進